

三条市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

三 条 市

(令和4年3月23日改訂)

目 次

第1章 基本的な事項

- 1 三条市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・ 9
- 6 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・ 9
- 7 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・ 9

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 1 移住・定住・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 地域間交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 産業の振興

- 1 産業振興の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 地場産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 農業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 観光・レクリエーション等の振興・・・・・・・・・・ 14
- 6 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

- 1 交通施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 交通手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第6章 生活環境の整備

- 1 水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 汚水処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 消防・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第7章	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1	高齢者福祉	22
2	子育て環境の整備	22
3	障がい福祉	23
4	保健	23
第8章	医療の確保	26
第9章	教育の振興	
1	学校教育	27
2	生涯学習・社会教育・スポーツ	27
第10章	集落の整備	30
第11章	地域文化の振興等	31
第12章	再生可能エネルギーの利用の推進	32
別記	過疎地域持続的発展特別事業に関する説明	33

第1章 基本的な事項

1 三条市（下田地域）の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 市の位置・地勢

本市は、新潟県のほぼ中央に位置しており、県都新潟市から南へ約 35 km にあって、東は加茂市、西は燕市に隣接し、東西 10.48 km、南北 11.87 km とやや南北に長い市域をもっている。

市の面積は 431.97 km² で、新潟県の総面積 (12,584.24 km²) のおよそ 3.4% を占めている。

北西部は日本最長を誇る信濃川の沖積平野として肥沃な農地をもち、信濃川と合流する清流五十嵐川が、市域を横断して流れており、下流域では市街地が形成されている。また、南東部には緑豊かな森林に覆われた丘陵地が広がっており、東部の福島県境までの国有林一帯は越後三山只見国立公園、奥早出栗守門県立自然公園に指定されており、豊かな森林資源に恵まれるとともに、流れ出る豊富な水は近隣市町村の貴重な水源になっている。

気象条件は日本海気候に属し、冷涼・多雨地帯である。冬期には積雪量が 2.0m～3.0m 以上となり、積雪期間も 150 日～160 日に及ぶ典型的な豪雪地帯である。

② 市の歴史

本市では 2 万年以上前の旧石器時代の遺跡が下田地域を中心に発見されており、縄文時代の遺跡では長野遺跡や吉野屋遺跡などの拠点的な集落が発見されている。また、弥生時代の遺跡である経塚山遺跡から朝鮮製の鉄斧が発見されていることに加え、古墳時代には大和政権との深い関連性が想定される遺物が出土している保内三王山古墳群が営まれるなど幅広い地域との交流があったことが判明している。古代、中世以降は、沖積低地にも積極的に進出が見られ、江戸時代を通じて現在の市街地、村域が形成されていった。江戸時代には三条地域及び栄地域は主に村上藩、新発田藩、下田地域は村松藩領として豊かな町民、農民文化が展開されている。明治期に至り、三条地域には南蒲原郡役所が置かれるなど、地域の中心としての役割を担っている。いわゆる昭和の大合併時期を経て三条市、栄町、下田村が形成され、平成 17 年 5 月にこれら 3 市町村が合併して新三条市として現在に至っている。

③ 社会的条件（下田地域）

交通は地域の中央を県道が縦断しており、これに通じる集落内の循環・連絡道路はほぼ改良済みであるが、今も未改修路線があり、冬期間は自動車交通が遮断される箇所も多いことから早急な整備が望まれている。

生活環境は豊かな水と緑に囲まれた風光明媚な土地であるが、冬期間は一転して厳しい自然との闘いとなる。

市としては、上越新幹線や北陸自動車道などの交通体系の拠点を持つほか、国道8号、289号、403号などの幹線道路がある。国道289号の福島県境区間は、古くから「八十里越」と呼ばれ、将来は福島県まで開通することとなっており、現在、工事が進められている。

④ 経済的条件（下田地域）

主産業は農林業であり、経営規模は農地90aと零細経営となっており、山林は3ha以下のため、第2次、第3次産業への依存が顕著となっている。

稲作が主産業であるが規模は零細であり、約9割の世帯が第2種兼業農家で、市内へ就労の場を求めている。

(2) 過疎の状況

国勢調査で下田地域の人口を見ると、昭和35年～45年で15.9%の減少、昭和45年～55年で3.6%の減少、昭和55年～平成2年で2.5%の減少、平成2年～12年で9.1%の減少、平成12年～27年で17.2%の減少となっている。一度は緩やかな減少となったが、近年急激に減少が進行している。今後も転出超過の傾向が見込まれるため、人口減少の問題はより深刻化することが予想される。

また、年齢別の人口構成を見ると、若者比率の急激な減少、高齢者比率の増加が顕著であり、少子高齢化が進んでいる。災害時のネットワークの在り方や地域の担い手不足などの課題への対処として、定住促進や若者の転出抑制等に取り組むことが考えられる。

これらの課題を住民が危機感を持って捉え、主体的に行動していくことが下田地域の持続的発展につながるため、住民に地域づくりに携わるきっかけや機会を提供していくことが必要である。

(3) 社会経済発展の方向

下田地域においては、農業を始めとした豊かな自然資源を活用した産業を推進してきた。その中で、今後はより一層の地場産品のブランド化（高付加価値化）、外部人材等を含めた地域づくりの人材確保、新事業の創出などを行い、市内外に下田地域の魅力を発信していく必要がある。

また、国道289号（八十里越）の開通を見据えた取組を様々な分野で積極的に実施していくことで、交流人口の拡大を図る。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口

平成 27 年の国勢調査によると、本市の総人口は 99,192 人であり、10 年前の平成 17 年から 5.3%の減少となっている。また、下田地域の人口は平成 27 年 9,464 人であり、平成 17 年から 15.2%の減少となっていることから、市全体の人口減少よりも急速に人口減少が進んでいるといえる。

平成 27 年と平成 17 年の若者比率を比較すると、市全体では 2.5%、下田地域では 3.8%減少している。市全体、下田地域ともに進学又は就職等で市外に転出する若者が多いことが主な原因であると考えられる。また、高齢者比率については市全体では 6.1%、下田地域では 5.6%増加している。

本市において、今後、ますますの少子高齢化、人口減少の進行が見込まれる中で、特に人口減少の顕著な下田地域の地域活性化は喫緊の課題となっている。

表－1 三条市の人口推移（国勢調査）

（単位：人）

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	99,873	100,080	0.21%	102,220	2.14%	105,833	3.53%
0 歳～14 歳	31,441	27,162	-13.61%	25,170	-7.33%	25,696	2.09%
15 歳～64 歳	62,773	66,753	6.34%	69,666	4.36%	71,156	2.14%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	25,827	25,899	0.28%	25,830	-0.27%	24,413	-5.49%
65 歳以上 (b)	5,659	6,165	8.94%	7,384	19.77%	8,981	21.63%
若者比率 (a)/総数	25.86%	25.88%	—	25.27%	—	23.07%	—
高齢者比率 (b)/総数	5.67%	6.16%	—	7.22%	—	8.49%	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	109,429	3.40%	110,568	1.04%	110,228	-0.31%	109,584	-0.58%
0 歳～14 歳	25,878	0.71%	24,481	-5.40%	21,576	-11.87%	18,471	-14.39%
15 歳～64 歳	72,623	2.06%	73,430	1.11%	73,404	-0.04%	72,386	-1.39%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	22,141	-9.31%	20,333	-8.17%	20,208	-0.61%	20,335	0.63%
65 歳以上 (b)	10,885	21.20%	12,657	16.28%	15,248	20.47%	18,726	22.81%
若者比率 (a)/総数	20.23%	—	18.39%	—	18.33%	—	18.56%	—
高齢者比率 (b)/総数	9.95%	—	11.45%	—	13.83%	—	17.09%	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	107,662	-1.75%	104,749	-2.71%	102,292	-2.35%	99,192	-3.03%
0 歳～14 歳	16,363	-11.41%	14,622	-10.64%	13,143	-10.11%	11,962	-8.99%
15 歳～64 歳	69,404	-4.12%	65,436	-5.72%	61,806	-5.55%	57,474	-7.01%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	18,946	-6.83%	16,194	-14.53%	13,831	-14.59%	12,833	-7.22%
65 歳以上 (b)	21,893	16.91%	24,691	12.78%	26,622	7.82%	29,492	10.78%
若者比率 (a)/総数	17.60%	—	15.46%	—	13.52%	—	12.94%	—
高齢者比率 (b)/総数	20.33%	—	23.57%	—	26.03%	—	29.73%	—

表－2 下田地域の人口推移（国勢調査）

（単位：人）

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	15,958		14,507	-9.09%	13,405	-7.60%	12,960	-3.32%
0 歳～14 歳	5,604		4,346	-22.45%	3,197	-26.44%	2,774	-13.23%
15 歳～64 歳	9,174		8,909	-2.89%	8,763	-1.64%	8,603	-1.83%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	3,270		2,869	-12.26%	2,908	1.36%	2,816	-3.16%
65 歳以上 (b)	1,180		1,252	6.10%	1,445	15.42%	1,583	9.55%
若者比率 (a)/総数	20.49%		19.78%	—	21.69%	—	21.73%	—
高齢者比率 (b)/総数	7.39%		8.63%	—	10.78%	—	12.21%	—

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	12,911	-0.38%	12,798	-0.88%	12,586	-1.66%	12,017	-4.52%
0 歳～14 歳	2,746	-1.01%	2,712	-1.24%	2,487	-8.30%	2,031	-18.34%
15 歳～64 歳	8,391	-2.46%	8,177	-2.55%	7,883	-3.60%	7,415	-5.94%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,571	-8.70%	2,125	-17.35%	1,993	-6.21%	2,020	1.35%
65 歳以上 (b)	1,774	12.07%	1,909	7.61%	2,216	16.08%	2,571	16.02%
若者比率 (a)/総数	19.91%	—	16.60%	—	15.84%	—	16.81%	—
高齢者比率 (b)/総数	13.74%	—	14.92%	—	17.61%	—	21.39%	—

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,430	-4.88%	11,160	-2.36%	10,268	-7.99%	9,464	-7.83%
0 歳～14 歳	1,673	-17.63%	1,445	-13.63%	1,247	-13.70%	1,098	-11.95%
15 歳～64 歳	6,885	-7.15%	6,556	-4.78%	5,919	-9.72%	5,153	-12.94%
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,903	-5.79%	1,719	-9.67%	1,324	-22.98%	1,097	-17.15%
65 歳以上 (b)	2,872	11.71%	3,159	9.99%	3,096	-1.99%	3,211	3.71%
若者比率 (a)/総数	16.65%	—	15.40%	—	12.89%	—	11.59%	—
高齢者比率 (b)/総数	25.13%	—	28.31%	—	30.15%	—	33.93%	—

表－3 三条市の人口見通し（三条市まち・ひと・しごと創生総合戦略）（単位：人）

区分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)
総数	99,192	95,451	91,155	86,511	81,583
年少人口	11,963	10,976	10,056	9,165	8,328
生産年齢人口	57,639	53,268	49,973	46,759	43,344
老年人口	29,590	31,207	31,126	30,587	29,911

(2) 産業

下田地域内において基幹産業である農業を中心とした第 1 次産業の人口は多少の増減はあるが基本的には減少傾向にある。また、就業人口全体に対する各産業の割合については、第 3 次産業の割合が年々高くなってきており、第 1 次産業及び第 2 次産業では高齢化や担い手不足が懸念されている。

今後は下田地域内に農業を始めとした新たな事業を展開し、雇用の場を創出することで、地域の持続性を向上させる必要がある。

表－4 三条市の産業別人口動向（国勢調査）（単位：人）

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	60,150	—	56,849	-5.49%	54,309	-4.47%	51,257	-5.62%	51,179	-0.15%
第 1 次産業 就業人口	3,663	—	2,804	-23.45%	2,949	5.17%	2,135	-27.60%	2,343	9.74%
第 2 次産業 就業人口	25,476	—	22,981	-9.79%	20,985	-8.69%	18,105	-13.72%	18,432	1.81%
第 3 次産業 就業人口	31,011	—	31,064	0.17%	30,375	-2.22%	31,017	2.11%	30,404	-1.98%

表－5 下田地域の産業別人口動向（国勢調査）

（単位：人）

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,464	－	5,867	-9.24%	5,785	-1.40%	4,996	-13.64%	4,780	-4.32%
第 1 次産業 就業人口	731	－	528	-27.77%	658	24.62%	439	-33.28%	505	15.03%
第 2 次産業 就業人口	3,147	－	2,692	-14.46%	2,417	-10.22%	1,930	-20.15%	1,852	-4.04%
第 3 次産業 就業人口	2,586	－	2,647	2.36%	2,710	2.38%	2,627	-3.06%	2,423	-7.77%

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

平成 17 年 5 月の市町村合併後、現在は三条庁舎に本庁機能を置き、栄庁舎に教育委員会、栄サービスセンターを、下田庁舎に上下水道課、下田サービスセンターを配置して行政サービスを市民に提供している。

(2) 財政の状況

令和元年度決算における本市の歳入合計は約 507 億円で、主な歳入のうち、地方税が約 134 億円、地方交付税が約 102 億円、地方債が約 92 億円となっており、依然として財源確保が厳しい状況にある。

歳出は、人件費約 62 億円、公債費約 73 億円、投資的経費約 134 億円が主な内容となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等により、市税等の一般財源が減少傾向にあること、感染症対策に係る経費が増加する見込みであることなどから見ても、現時点では想定できない財政負担に対応するため、これまで以上に適切に財政をコントロールしていく必要がある。

表－6 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	53,363,771	50,304,524	50,742,929
一般財源	24,143,579	25,999,328	26,244,238
国庫支出金	7,161,937	6,246,294	7,490,711
都道府県支出金	2,190,075	2,736,368	2,858,266
地方債	9,449,300	7,314,955	9,167,362
うち過疎対策事業費	0	0	0
その他	10,418,880	8,007,579	4,982,352
歳出総額 B	51,153,373	48,035,775	50,358,107
義務的経費	20,412,740	21,591,433	21,588,759
投資的経費	10,724,816	8,605,437	13,371,944
うち普通建設事業	10,717,624	8,535,419	13,371,944
その他	20,015,817	17,838,905	15,397,404
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,210,398	2,268,749	384,822
翌年度へ繰越すべき財源 D	502,628	813,828	83,049
実質収支 C-D	1,707,770	1,454,921	301,773
財政力指数	0.65	0.62	0.58
公債費負担比率	16.9	21.8	24.8
実質公債費比率	15.7	14.4	15.7
経常収支比率	90.7	92.8	95.3
将来負担比率	165.8	127.3	126.7
地方債現在高	55,125,436	72,204,668	71,615,054

(出典：三条市財政状況資料集)

(3) 公共施設等の整備状況

市道の整備については、令和元年度時点で改良率 79.8%、舗装率 80.8%と比較的高い数値となっており、ハード面での住民生活の快適性を担保している。

また、水道普及率は合併前から旧三条市、旧栄町、旧下田村ともに高い普及率となっており、市内ほぼ全ての地域で普及している。地域住民のライフラインの確保はできているが、公共下水道へのつなぎ込みや合併浄化槽への移行など水洗化については今後も課題となっている。

市内の多くの公共施設が建設から数十年経過しており、今後老朽化に伴う改修や更新などが必要となる。そのため、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な視点により更新、統廃合、長寿命化を推進していく必要がある。

表－7 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)					
旧三条	—	—	83.6		
旧栄	—	—	66.8	78.5	79.8
旧下田	—	—	68.2		
舗装率 (%)					
旧三条	—	—	85.7		
旧栄	—	—	56.7	79.8	80.8
旧下田	—	—	69.7		
農道					
延長 (m)					
旧三条	—	—	1,444		
旧下田	—	—	194,299	227,984	249,481
耕地 1 ha 当たりの農道延長 (m)	—	—			
林道					
延長 (m)	—	—	※47,768	91,279	92,657
耕地 1 ha 当たりの林道延長 (m)	—	—			
水道普及率					
旧三条	99.9	99.9	100		
旧栄	97.6	98.5	100	99.9	99.9
旧下田	86.5	93.9	97.7		
水洗化率 (%)					
旧三条	—	—	11.6		
旧栄	—	—	—	45.7	47.5
旧下田	—	—	10.8		
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)					
旧三条	10.4	11.1	17.8		
旧栄	0.0	0.0	0.0	14.9	15.4
旧下田	1.7	0.0	0.0		

(出典：三条市ポケットデータ、新潟県統計年鑑)

※については、旧下田村の数値

4 地域の持続的発展の基本方針

下田地域では、これまでも農業を中心とした産業の振興、自然資源等をいかした観光事業の展開、地域おこし協力隊等外部人材を活用した地域づくりなど幅広い分野で持続的発展に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、著しい人口減少及び少子高齢化により、地域の担い手不足やコミュニティの維持・存続などの課題に直面しており、より一層地域活性化に向けた取組を推進していく必要がある。

三条市内で特に人口減少及び少子高齢化が進んでいる下田地域における課題は、近い将来三条市全体として直面する課題と捉えることができる。下田地域をこうした課題対策の先行地域と捉えて、多様な視点からのアプローチによる対応事例を作り出し、将来においては市全体の課題の対策として他地域と共有していくこととする。

また、現在の地域住民及び将来の地域住民にとって「選びたくなるまち」となるように豊かな自然環境を始めとした「下田らしさ」をいかした取組を各分野において実施する。

5 地域の持続的発展のための基本目標（人口目標）

- ・ 交流人口の更なる増加
- ・ 若年層の転出抑制
- ・ UIJ ターン移住者の増加

6 計画の達成状況の評価に関する事項

当計画の達成状況の評価については、毎年度「下田地区協議会」において、審議するものとする。

7 計画期間

本計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

本計画のハード事業は、基本的に三条市公共施設等総合管理計画と整合するものである。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住

【現況と問題点】

交流人口の増加に対して、定住人口の増加に必ずしもつながっていない現状であり、実際に下田地域で暮らしていく上でのメリットや他と差別化されたまちの魅力を、対象者に効果的な形で発信していくことが必要である。

その上で、実際の移住促進を図るためには、就業場所や移住場所の確保とともに移住に関する心配を徹底的にサポートすることで、移住のハードルを可能な限り引き下げていく必要がある。

【その対策】

移住・定住に関するイベントを開催するとともに対象者に適した媒体により下田地域の強みを情報発信し、移住意識の醸成を図る。

移住希望者に対して、移住体験を行うことで下田地域での暮らしを体感してもらうとともに、空き家改修費補助や引越し費用補助、住宅賃借料補助などニーズに応じた適切な支援策を講じることで移住の促進を図る。

地域課題をビジネスで解決する起業等を目指す人材を募集して起業を支援し、若者の転出抑制、移住・定住につなげる。

近年注目されているサテライトオフィスやワーケーションなど多拠点での生活支援等も視野に入れるなどして、関係人口の増加を図る。

2 地域間交流の促進

【現況と問題点】

本市においては、自然体験、文化、教育など様々な分野での地域間交流を促進するため、交流拠点施設の整備を行い、交流活動の支援を行ってきた。

また、様々な分野で下田地域の持つ地域資源をいかした交流事業を行うことで、交流人口の増加につなげてきた。

今後は、農村生活などの体験プログラム等をより充実化させるとともに、古民家や歴史的価値のある建物を交流施設や創作活動施設等へ改修するための支援などを行うことで、他地域との交流を図る。

【その対策】

既設の交流拠点施設を維持補修することで、施設の長寿命化を図る。

また、下田地域の豊かな自然環境をいかした音楽イベント事業等を継続的に実施し、交流人口の増加及び定着を図る。

古民家等を改修し、新たな交流施設を整備するための支援を行う。

3 人材育成

【現況と問題点】

人口減少や少子高齢化、東京一極集中等の要因から人材不足は地方都市における最重要課題となっている。特に下田地域のような中山間地域では雇用の場が少ないことや生活環境が不便であることから、人材の確保が困難であり、より深刻な問題となっている。

しかしながら、近年の地方移住のトレンド化、リモートワーク、ワーケーションなどの就業形態の変化により地方で暮らすことへの抵抗感が失われつつある。この機会を逃すことなく、情報通信技術等を十分に活用した人材誘致や人材育成が必要である。

【その対策】

旧荒沢小学校を中心に下田地域全域にわたって農業を核とした人材育成事業を行い、様々なコミュニティの形成を支援する。

【計画（令和3年度～7年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(1) 移住・定 住	移住促進住宅整備事業 (過疎地域集落再編整備事業)	三条市	
	(2) 地域間 交流	地域間交流施設等整備事業	三条市	
	(4) 過疎地 域持続的発 展特別事業	コミュニティ支援事業 下田地域起業家誘致コーディネート委託等	三条市	
		移住促進事業 移住支援の補助、空き家改修等補助、お試し 居住の実施、移住交流サークルの開催 等	三条市	
		地域おこし協力活動事業 地域おこし協力隊活動支援業務委託等	三条市	
		文化活動支援事業 音楽交流イベントの開催等	三条市	
		チッタスロー下田郷推進事業 古民家運営補助	三条市	

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については移住、地域間交流、人材育成において長期的な視点で将来にわたって人口増加、地域活性化を促すための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第3章 産業の振興

1 産業振興の方針

産業振興を図り、若年層の転入を促すためには、何よりもまず日々の暮らしを支える就業の場が充実していることが必要である。

このため、当市の代表的な産業であるものづくり産業及び農業を始め、地域の特性や地域の有する様々な資源を最大限に活用し、地域経済の活力の源泉となる産業の育成に向けた施策を実施することにより、安定した雇用と所得の確保による若年者を中心とした人口の流出防止と流入増加につなげ、地域の持続的発展を図っていく。

2 地場産業の振興

【現況と問題点】

当市の代表的な産業であるものづくり産業では、粗付加価値額は比較的高い水準にある反面、従業員1人当たりの粗付加価値額は低い水準に留まっており、満足できる所得を確保しづらい状況にある。

また、ものづくり産業や農業といった代表的な産業があるものの、若年層の転入を促進するためには、更なる就業環境の充実、産業の創出を図ることが必要である。

【その対策】

価格決定を流通や市場に依存する市内企業の体質転換を促すため、製品等にまつわる物語性の付与やその見える化などを通じた価格以外の価値を重要視する市場を見出す取組を支援する。

ものづくり産業の経営基盤を維持・存続していくため、市内の中核企業や卸売業者、小規模事業所の仕事量の維持等を支援する。

豊かな自然環境や充実した情報通信環境を活用することにより実現可能な新たな産業の創出を支援する。

国道289号（八十里越）の開通を見据え、同区間の沿線地域である福島県側との広域観光連携に取り組むとともに、県内近隣市町村及び新潟県とも連携体制を構築するなど、地域資源をいかした効果的な観光振興策を展開することにより、新たな事業の創出を図る。

このほか、女性活躍や職業選択の幅を広げるなどの観点から、起業、創業の支援を図る。

3 農業の振興

【現況と問題点】

多くの農業者は、農産物の販売を市場に委ねていることから、出荷機会は確保されるものの、価格の変動によって農業収入の見通しが立てづらくなっている。

また、高齢化、担い手不足により、荒廃農地の増加等が危惧され、水源かん養や自然環境など、農業の多面的機能の低下等が懸念される。

【その対策】

市場相場に左右されない安定した農業経営を促進するため、既存の農業者のほか、新たに就農を目指す者に対して、先進農業者等による農産物の営業・販売力の向上や雇用を生み出せる組織づくり等の指導を行い、生活に必要な所得を得られる農業の定着を図る。

中山間地域が持つ豊かな里山環境や風土に着目し、自然と調和した農業や地域の魅力をいかしたブランドイメージを確立するなど、中山間地域ならではの高付加価値化を図る。

今後一層進むと考えられる農業者の減少を踏まえ、農業への多様な関わり方の需要を捉えた農業者の確保や人・農地プランに基づく担い手への農地集積の推進、集落営農などの組織化への支援などを通じて、地域農業の持続的発展を図る。

4 林業の振興

【現況と問題点】

林業の収益力の向上を図るため、伐期を迎えた主伐材が豊富に存在する地域での木材生産を効率的に行う生産体制の構築が必要である。

また、水源涵養や地球温暖化防止など、森林が持つ多様な機能に配慮しつつ、利用間伐等による積極的な森林資源の活用などを通じて、計画的な森林整備を促進する必要がある。

【その対策】

林業の収益力の向上を図るため、生産効率を高める林道整備等について検討する。あわせて、里山整備により生じる間伐材等を有効な資源に転換することができる木質バイオマスの利活用の推進に向けては、林業経営を支える主伐材の供給拡大を図りつつ、建設業者等の余剰能力の活用や林業事業体の森林経営計画策定を支援することなどを通じて、搬出力の強化や取引価格の改善などを図る。

5 観光・レクリエーション等の振興

【現況と問題点】

本市においては、これまで魅力ある地域資源が多くある下田地域を中心に観光振興施策を充実させ、交流人口の拡大を促進してきた。

更なる交流人口の拡大を推進していくために、下田地域全体をブランド化及び高付加価値化していくことが必要である。

また、交流人口をより広域的に拡大していくために、外国を含めて広く情報発信し、下田地域の認知度向上に努める必要がある。

【その対策】

豊かな自然と観光交流施設を有機的に結び付けたプログラム等を持続的に実施していくため、観光交流施設の長寿命化を図る。

豊かな地域資源等をいかした既存コンテンツの継承・存続や新たなコンテンツの発掘により、下田地域の魅力を体感できるプログラムを創出する。

プロモーション映像の作成や SNS 等での情報発信により、広域での交流人口の拡大を図る。

また、国道 289 号（八十里越）の開通を見据え、この交通路をいかした広域的な観光産業の推進を図る。

【計画（令和 3 年度～ 7 年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 産業の 振興	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設等整備事業	三条市	
		荒沢清流っ子公園遊具更新事業	三条市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	伝統的地場産業振興事業 新規鍛冶人材育成事業補助、地場産業技術継承事業補助 等	三条市	
		商工経営基盤強化事業 商工会振興事業補助	三条市	
		企業誘致事業 企業設置等奨励金の補助 等	三条市	
		商工業活性化事業 コト・ミチ人材活用、起業家等育成支援、創業等支援 等	三条市	
		農業経営基盤強化事業 農林土木事業補助、農林水産業総合振興事業補助 等	三条市	

		休耕地・耕作放棄地利活用事業 実態調査、先進地視察 等	三条市	
		農産物販路開拓推進事業 学校給食米への採用促進、6次産業化に取り 組む農業者等への支援 等	三条市	
		農業担い手確保育成事業 派遣研修、人・農地問題解決加速化支援、農 業経営体質強化等支援 等	三条市	
		米政策改革推進対策事業 水田利活用持久力向上事業促進補助、経営所 得安定対策推進事業補助 等	三条市	
		有機農業推進事業 新規有機栽培支援補助、保育園給食等地産地 消補助、環境にやさしい農業推進事業補助、 講演会等の実施 等	三条市	
		土地改良事業 土地改良施設維持管理、土地改良施設維持管 理適正化事業補助 等	三条市	
		農林水産業環境保全事業 多面的機能支払交付金の交付、中山間地域等 直接支払交付金の交付、鳥獣被害防止対策協 議会補助、五十嵐川漁業協同組合事業補助、 里山環境整備委託、民有林造林事業補助 等	三条市	
		地域ブランド推進事業 プロモーション映像等作成委託、コンサルテ ィング業務委託、ファムトリップ業務委託 等	三条市	
		越後・南会津街道観光・地域づくり事業 バスツアー業務委託、八十里越交流促進イベ ントの開催、下田・只見商工会交流事業補助	三条市	
		チッタスロー下田郷推進事業（再掲） プロモーション映像等作成委託、コンサルテ ィング業務委託、下田郷アウトドア・スポー ツ・観光推進協議会運営補助、水産観光事業 補助、古民家運営補助 等	三条市	
		交流人口拡大事業 観光施設（塩野渚多目的集会施設、八木ヶ鼻 オートキャンプ場、はやぶさ、道の駅漢学の	三条市	

		里、白鳥の郷公苑、吉ヶ平自然体感の郷)の運営管理、農業振興施設(よってげ邸)の運営管理 等		
		観光資源開発継承事業 観光振興支援事業補助、観光資源継承事業補助 等	三条市	
		観光イベント事業 しただふるさと祭り運営補助 等	三条市	

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については商工業、農林業、観光分野において長期的な視点で将来にわたって交流人口の増加、地域基盤の構築、地場産業の振興を推進するための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

6 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
下田地域全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

本章2～5の【現況と問題点】、【その対策】及び【計画】のとおり

第4章 地域における情報化

【現況と問題点】

今後も地域サービスの質を維持していくためには、近年の ICT(情報通信技術)の発展に則し、これを地域における住民生活において活用していく必要がある。

また、山間地においては通信環境が整備されていない地域が存在しており、今後地域住民及び来訪者等の ICT における利便性を網羅的に確保する必要がある。

【その対策】

情報通信技術利活用に関する市民向けの研修会等を開催し、リテラシー向上を図る。

加えて国道 289 号(八十里越)の開通を見据え、来訪者及び通行者の利便性を確保するために通信環境整備について、企業等に働き掛けを行う。

【計画(令和3年度～7年度)】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 地域に おける情報 化	(2) 過疎地 域持続的発 展特別事業	情報化推進事業 市民向け研修会等の開催	三条市	

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については、今後ますます発展する情報技術をより多くの市民が利用できるように整備することで、将来にわたって地域住民が多くの場合で適切な行政サービスを受けることができるようになるための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 交通施設

【現況と問題点】

本市では、昭和50年代に社会インフラが集中的に整備され、建設からおよそ40年近くが経過しており、今後急速に老朽化が進むことが見込まれている。そのため、従来どおりの維持管理や更新ではなく、より長期的な視点に立った計画的なマネジメントによって、効果的かつ効率的な施設の維持管理を進めていく必要がある。

【その対策】

舗装、消雪パイプ、道路案内標識、橋梁等の交通施設の計画的な予防保全（点検、補修、補強等）による長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの平準化と縮減を図る。

また、自動車優先から車と歩行者が共存する道路への改修など、求められる機能やニーズの変化に適切に対応した交通施設の整備を行う。

地域の事情に精通した企業体等に、公共施設の維持管理を包括的に委託することで、創意工夫に基づく経費の削減を促すとともに、地元建設業者の計画的な設備投資等を促進し、経営の改善及び安定化を図る。

2 交通手段

【現況と問題点】

本市においては、市内全域に設置した停留所間を移動できる「デマンド交通ひめさゆり」の運行、下田地域では高校生の通学手段を確保する「高校生通学ライナーバス」などの交通手段を構築し、公共交通における移動利便性の向上を図ってきた。

しかしながら、これらの交通手段は自動車の代替機能を果たすまでには至っておらず、日常的に利用しない住民も多くいる。

今後は、高齢化社会に対応した、利便性の高い公共交通網の形成を図るとともに、住民がより利用しやすくなるような取組の実施により、日常生活での利用に加えて住民の外出機会の創出やイベント及び観光拠点への誘引を促す必要がある。

【その対策】

交通手段の移動利便性の向上のため、デマンド交通ひめさゆりの利用頻度が高い者に対する財政的負担軽減の対策を行うとともに、高校生が通学手段として利用する循環バス等の運行見直しや利用促進を行う。

また、デマンド交通おでかけパスの購入拡大や協賛店拡大などの取組を促進

することで、イベントや観光拠点に向かうために利用しやすい交通体系の整備を行う。

国道 289 号（八十里越）の開通に併せ、生活面（医療搬送）、観光面での円滑な移動を実現するための交通手段の整備を行う。

【計画（令和 3 年度～ 7 年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 交通施設 の整備、 交通手段の 確保	(1) 市町村 道	大沢線（道路改良）	三条市	
		曲谷旧国道線（道路改良）	三条市	
		福沢通学線（道路改良）	三条市	
		森町院内線（道路改良）	三条市	
		桑切檜山線（道路改良）	三条市	
		やまなみ線（道路補修）	三条市	
		飯田原二日町線（道路補修）	三条市	
		長野中土線（舗装新設）	三条市	
		長見寺橋（橋梁補修）	三条市	
		寺田橋（橋梁補修）	三条市	
		鹿峠旧国道線（消雪施設整備）	三条市	
		萩堀旧国道線（消雪施設整備）	三条市	
		（仮称）萩堀川前 2 号線（消雪施設整備）	三条市	
		福岡地内排水路改修（水害対策）	三条市	
		駒込上地内排水路改修（水害対策）	三条市	
	笹巻地内排水路改修（水害対策）	三条市		
	(2) 農道	笹岡 21 号線・22 号線（桑切・中野原） （舗装整備）	三条市	
	(9) 過疎地 域持続的 発展特別 事業	社会資本包括的維持管理委託事業 民間業者等への委託	三条市	
		地域公共交通体系整備事業 デマンド交通の運営 等	三条市	
		生活交通確保対策事業 生活交通確保対策運行費補助	三条市	
(10) その他	街灯整備事業	三条市		

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については将来にわたって住民に必要な不可欠な公共交通の充実化及び地域内の建設業者等の持続的な安定化を推進する事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第6章 生活環境の整備

1 水道施設

【現況と問題点】

本市における水道の普及率は99.9%に達しているが、市民生活に欠くことのできない水道水を安定供給するためには、水道施設の災害への対応力を高めるとともに、安全で安定した水源・水質管理を徹底して継続しなければならない。

【その対策】

災害時の応急拠点になる避難所や救急医療機関への供給ルートを把握した上で、老朽度及び重要度を考慮した更新により計画的に水道施設の耐震化を行う。

浄水施設、配水池等については、既設施設の定期的な点検と維持補修による長寿命化を図る。

また、管路の漏水事故等による市民生活への影響を未然に防止するため、耐震性の低い石綿セメント管や濁り水、水圧低下の発生原因である老朽铸铁管の更新を優先的に行う。

2 汚水処理施設

【現況と問題点】

本市においては、汚水処理施設の普及率が県内他市と比較すると低く、水環境保全のためにもより効果的な汚水処理施設の整備が求められている。

特に公共下水道の普及率が低いため、継続して整備事業を行うとともに、コストの削減や供用開始地域の接続率の向上を図ることが必要である。

また、公共下水道のような集合処理を行わない区域については、合併浄化槽への転換を促し、個別処理を推進する必要がある。

【その対策】

既設の処理施設の老朽化に対応するため、計画的な施設の長寿命化を推進する。また、下水道整備は、整備コストの縮減に努めるとともに、「ストック効果として、より多くの市民の生活の質が向上するか」「整備費の回収効率が良いか」等の視点において、効果的な整備を図る。

3 消防・救急体制の整備

【現況と問題点】

本市においては近年の災害の複雑・多様化に対応した警防体制や高齢化に伴う救急需要の増加に対応した救急体制など適切な消防体制の整備及び消防防災施設の整備を行っている。

消防団については、人口減少や高齢化などの影響から人員の確保が困難となっていることから、組織体制の見直しを行った。

また、サラリーマン団員の増加により、日中などの災害初期における地域防災力の低下が危惧されている。

【その対策】

再編した組織体制に見合った消防団員を確保するため、SNS や広報紙等により、消防団活動について積極的に情報を発信し、若年層への入団促進を図る。また、魅力ある消防団とするため活動内容、消防防災施設等の見直しや処遇改善を図る。

消防団と自治会等がより一層連携し、地域防災力の向上を図る。

【計画（令和3年度～7年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 生活環 境の整備	(1) 水道施 設	水道整備事業 石綿セメント管等老朽管の布設替え 等	三条市	
	(2) 下水処 理施設	下田下水処理センター（長寿命化）	三条市	
		汚水管渠整備（未普及対策）	三条市	
		外谷浄化センター（機能強化等）	三条市	
		五百川浄化センター（機能強化等）	三条市	
		中谷浄化センター（機能強化等）	三条市	
		葎谷浄化センター（機能強化等）	三条市	
	(5) 消防施 設	下田地区消防防災施設等更新事業	三条市	
		消防団施設等整備事業	三条市	
		消火栓新設事業（中野原地内）	三条市	
		消火栓新設事業（笹岡地内）	三条市	
	(7) 過疎地 域持続的発 展特別事業	合併処理浄化槽設置促進事業 合併処理浄化槽設置補助 等	三条市	
		木造住宅耐震化事業 木造住宅の耐震診断、木造住宅の改修 等	三条市	

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については住民の生活環境を向上させ、将来にわたって「住み続けたいまち」「選びたくなるまち」を目指すための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 高齢者福祉

【現況と問題点】

三条市の中でも下田地域の高齢化率は高く、今後上昇するものと見込まれている。また、人口減少及び少子高齢化に伴い、単身高齢世帯や高齢者のみの世帯が増加しているため、医療や福祉を担う人材の不足が懸念されている。

高齢者が生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう医療・介護を担う人材の確保、高齢になっても健康で自立した生活を送るための取組の実施、複合的で複雑化したケースでも対応できるよう分野横断的に支援する体制づくりを推進していく必要がある。

【その対策】

介護従事者の負担を軽減するため、生活支援を分担する人材の確保に取り組む生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置する。

要介護状態の予防や悪化を防止するため、生きがいを持ち、活動的に生活を営むことができる環境整備を進めることで、高齢者等の生活機能全体の向上を図る。また、生活習慣の改善を促すため、イベントや体験型セミナーなどを実施する。

在宅生活の継続に必要なサービスの充実を図る。また、利用者のニーズを把握し、長期的視点に立った施設整備を推進する。

2 子育て環境の整備

【現況と問題点】

下田地域を含む本市においては核家族化の進行や地域社会の結びつきの希薄化による子育ての孤立化、子育てと仕事の両立が求められる状況などから、子育てに関するニーズが多様化しており、よりきめ細やかな支援が必要となっている。

また、親が子育てに感じる負担などの課題に対して取組を行うことで子ども・若者の次世代育成につなげる必要がある。

【その対策】

子育てと仕事が両立できる環境を充実させるため、希望する全ての子どもが教育・保育施設等で質の高い教育・保育が受けられ、就学後においても、放課後等に安心して過ごせる居場所の充実を図るとともに、多様な働き方に対応するため、3歳未満児の保育の拡充を図る。

また、保育所等の子育て関連施設の維持補修を計画的に実施し、既設施設の長寿命化を図る。

3 障がい福祉

【現況と問題点】

本市においては近年、障がい福祉サービスの実利用者数については増加傾向にあるとともに、相談内容等については以前よりも重複化・困難化している。

そのため、十分な支援サービスを講じるための人材が不足していることや以前にも増して多様な分野との連携が必要になっていることが課題となっている。

若年層においては障がいの早期発見や確実な支援につなげるための取組を引き続き行っていくことが求められている。

また、障がい者の就労支援においては一般就労への移行が困難であることや作業工賃が生活を営む上で十分ではない現状にあるため、新たな就労の場の開拓や工賃アップに対する取組が必要である。

【その対策】

地域包括ケアシステムと連携した相談支援体制の整備を行うことで、相談支援の充実を図る。

また、障がい福祉サービス事業所と介護サービス事業所、医療機関との連携体制を構築し、日常生活支援の充実を図る。

新たに障がい者の就労の場を開拓するため、各企業に障がい者就労の理解促進のための周知を行うなどして就労支援・雇用促進を行うとともに、併せて工賃アップの取組を推進する。

障がいの早期発見のための取組を継続して行い、発達状況に応じた支援体制の充実と確実に事業所等につなぐための取組を推進する。

4 保健

【現況と問題点】

医療の進歩や生活環境の改善などにより平均寿命が年々伸びている一方で、がんや高血圧症、糖尿病等の生活習慣病は増加しており、日常生活における健康づくりや疾病予防の重要性は一層高まっている。

このような中で、誰もが生涯にわたり、明るく、楽しく、元気よく、健やかに幸せに暮らすための健幸づくりの取組や普及啓発を推進し、生活習慣病の重症化予防やがん等の早期発見・早期介入につなげる必要がある。

【その対策】

生活上必要な外出や、楽しみのための外出の時に、自らの健康状態を知り健康づくりの必要性に気付く機会を提供する。

また、気軽に取り組むことができる運動や栄養改善、社会参加の取組メニューを普及するとともに、正しい健康情報が届く仕組みを整備する。

健診の時間設定や手順、環境を工夫し、健康診査及び各種健診の受診率向上を図るとともに、健康診査等の結果から医療受診が必要な人へ受診勧奨などの

個別支援を行う。

【計画（令和3年度～7年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福 祉施設	子育て関連施設整備事業 千代が丘保育所屋根部分葺替工事	三条市	
	(8) 過疎地 域持続的発 展特別事業	高齢者社会参画推進事業 老人クラブ・老人クラブ連合会補助 等	三条市	
		高齢者就業支援事業 シルバー人材センターへの補助 等	三条市	
		地域支え合い事業 緊急通報システムの貸与 等	三条市	
		高齢者生きがい対策事業 敬老祝金・祝品の贈呈 等	三条市	
		家族介護等支援事業 高齢者向け住宅整備補助、紙おむつ購入費補 助 等	三条市	
		老人保護事業 老人保護措置委託、短期入所事業補助 等	三条市	
		子育て環境整備事業 3歳未満児保育拡充、放課後児童クラブの運 営、子ども医療費の助成、ひとり親家庭への 支援、通学路の安全確保 等	三条市	
		母子保健事業 産後ケアや訪問等の発育・子育て相談、フッ 化物洗口・眠育の推進 等	三条市	
		三条っ子発達応援事業 年中児発達参観、専門相談、子育て相談 等	三条市	
		総合サポートシステム事業 子ども・若者総合サポート会議の開催、子育 てサポートファイルの活用 等	三条市	
		青少年健全育成事業 イベント・講演会等の開催、青少年育成関係 団体事務局業務 等	三条市	
		地域生活支援事業 地域活動支援センター事業委託 等	三条市	

		障がい者自立支援事業 介護給付、訓練等給付 等	三条市	
		障がい児通所支援給付 障がい児通所給付、相談支援給付 等	三条市	
		障がい者福祉事業 医療費助成、福祉タクシー等利用料金補助、 難聴児補聴器購入費補助 等	三条市	
		健康運動教室事業	三条市	
		壮年期からの生活習慣病予防対策事業 訪問指導、健康相談、健康教育 等	三条市	
		高齢者保健・介護一体化事業 訪問指導、出張啓発講座の開催 等	三条市	
		地域保健活動事業	三条市	
		公園施設管理運営事業 公園施設（中浦ヒメサユリ森林公園）の運営 管理	三条市	

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については住民の福祉の増進を図り、将来にわたって「住み続けたいまち」「選びたくなるまち」を目指すための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第8章 医療の確保

【現況と問題点】

本市においては高齢化が急速に進み、医療の需要が増大している中で、人口減少等により医療機関の人材が不足していることが深刻な問題となっている。

また、中山間地域である下田地域においては医療機関を受診するまでの時間と労力が掛かるため、在宅医療などの医療における選択肢を増やす取組の必要がある。

【その対策】

医療の知識を学ぶ研修会などを市内医療関係団体と共同で開催することで、異職種間の連携強化を図る。

人材不足の課題を解決するため、ICT（情報通信技術）を活用し、医療現場の業務効率化を図るとともに、在宅医療を持続的に提供できるような体制を整備する。

また、将来に向けた備えや話し合いの必要性などについて市民向けに啓発講座等を行い、当事者の意思決定の支援を図る。

【計画（令和3年度～7年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 医療の 確保	(3) 過疎地 域持続的発 展特別事業	在宅医療・介護連携推進事業	三条市	

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については超高齢化社会を見据えた医療効率化等、今後日本全国で主流となる医療体制を築くための将来性ある事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第9章 教育の振興

1 学校教育

【現況と問題点】

下田地域を含めて本市においては、少子化の進行により児童生徒数は年々減少しており、その影響は最終的に教育における専門性や多様性の低下といった影響を及ぼしている。

また、家庭や地域においては、核家族化の進展などにより、しつけや子育てに自信をもてない親や過保護、過干渉が増加するとともに、地縁的なつながりの衰退、人間関係の希薄化なども進んでいる。

そこで、三条市が他市町村に先駆けて築き上げてきた小中一貫教育のシステムを更に洗練、深化させ、実社会を力強く生き抜く力を着実に子どもに育みつつ、この豊かな教育環境を将来にわたって持続可能なものとする取組を推進することが求められている。

【その対策】

児童生徒が安全で快適に教育を受けることができるよう、学校施設及び学校給食施設・設備について、適正な整備及び維持補修を行う。

また、小中一貫教育を支える「地域とともにある学校づくり」を具現するコミュニティ・スクールの充実を図るとともに、地域のよさを感じ、地域に愛着をもつ児童生徒を育てる。

2 生涯学習・社会教育・スポーツ

【現況と問題点】

下田地域を含めて本市においては、市民の学習ニーズが多様化・高度化する中、それぞれのライフスタイルに応じた幅広い施策を展開し、一定の成果を上げてきた。近年、地域コミュニティの再構築に向けた地域住民の意識醸成が重要視されており、学ぶだけではなく、学んだ成果を地域でいかすためのネットワークづくりなどが課題となっている。

また、持続可能な地域づくりとして高齢者の健幸を支える取組がより一層必要である。

スポーツ分野においては生涯スポーツの推進や地域資源をいかしたスポーツイベントの開催などを通じて地域活性化を図る必要がある。

【その対策】

公民館を始めとした生涯学習関連施設について、長寿命化を図り適切な維持補修等を計画的に実施する。

高齢者の琴線に触れる魅力ある事業を実施することで、外出を促し、交流の

中で社会参画に結び付く活動を促進するとともに、持続可能な地域社会の形成を図る。

下田地域の自然資源を活用したスポーツイベント等を開催し、生涯スポーツへの関心の向上を図る。

また、地域住民のスポーツ活動の基盤であるスポーツ施設の維持補修、整備を行うことで、スポーツ環境の充実を図る。

【計画（令和3年度～7年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 教育の 振興	(1) 学校教 育関連施設	小学校施設整備事業 長沢小学校（トイレ洋式化改修工事） 笹岡小学校（食堂・エントランス防水シート 改修工事、トイレ洋式化改修工事、照明設備 改修工事、体育館屋根改修工事） 大浦小学校（トイレ洋式化改修工事） 森町小学校（トイレ洋式化改修工事、体育館 棟屋上防水改修工事） 飯田小学校（トイレ洋式化改修工事、職員室 等空調設備改修工事）	三条市	
		中学校施設整備事業 下田中学校（トイレ洋式化改修工事、会議室 空調設備改修工事、高圧受電設備改修工事）	三条市	
		学校給食調理場施設・設備整備事業 下田学校給食共同調理場（床改修工事、ガス 式連続フライヤー設備入替工事）	三条市	
	(3) 集会施 設、体育館 施設等	公民館整備事業 下田公民館の維持補修 等	三条市	
		スポーツ施設整備事業 施設の運営管理、維持補修 等	三条市	
	(4) 過疎地 域持続的発 展特別事業	小中一貫教育推進事業 コミュニティ・スクールの充実化 等	三条市	
		就学支援事業 遠距離通学補助、要保護・準要保護児童・生 徒援助 等	三条市	
		通学支援事業 スクールバスの運行委託 等	三条市	
		生涯学習振興事業 生涯学習推進会議の開催、生涯学習ボランテ	三条市	

		ィアの活用 等		
		公民館事業 作品展や発表会の開催、講座等の開催 等	三条市	
		スポーツ振興事業 下田郷マウントスポーツ推進事業委託、粟ヶ岳スカイランニング実行委員会補助、パドルスポーツ推進事業補助、カヌーワイルドウォータージャパンカップ支援補助、ロードバイクイベント実施委託 等	三条市	
		小中学校体育系部活動支援事業 指導補助者の養成・派遣、練習メニューの作成支援 等	三条市	

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については将来地域を担う人材を育てるための事業や生涯にわたる学習活動の支援等、長期的な視点を置いた事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第10章 集落の整備

【現況と問題点】

本市においては経済成長に伴う生活の都市化、産業化及び地方の人口減少により、集落の基本的な機能が衰退してきており、地域住民の社会的孤立度が高まっている。こうした中で下田地域においては農村型社会に起源を持つ「地縁型コミュニティ」が比較的残っていることに加えて、人が一つのテーマによってつながる「テーマ型コミュニティ」も形成されている。今後、それぞれのコミュニティを維持形成していくためにつなぐ場の提供や地域おこし協力隊等の外部人材を活用した新たなテーマの創出等が必要である。

【その対策】

地域活動の拠点となる集会施設等の整備を支援することに加え、下田地域の豊かな地域資源（自然的・歴史的）を掘り起こし、新たな地域の魅力として育てるための取組を推進する。

コミュニティ活動に対する経済的支援等を行うことで、コミュニティの維持及び地域づくりに対する地域住民の問題意識を醸成するとともに、地域の主体性向上を図る。

地域おこし協力隊事業等を通じて、地域住民が多様な価値観と触れ合う機会や幅広い世代を巻き込み住民とともに地域づくりを行う機会を創出する。

【計画（令和3年度～7年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 集落の 整備	(2) 過疎地 域持続的発 展特別事業	コミュニティ支援事業（再掲） コミュニティ活動への経済的支援、集会施設 建設費等補助 等	三条市	
		地域おこし協力活動事業（再掲） 地域おこし協力隊活動支援業務委託等	三条市	

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については地域活動の主体性を向上させ、将来にわたって持続的な地域づくりを行うための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第11章 地域文化の振興等

【現況と問題点】

下田地域は、豊かな自然の中、先人から脈々と受け継がれてきた多彩で貴重な歴史と文化が息づき、三条市の魅力の形成に大きな役割を果たしている地域である。下田地域の文化芸術、伝統芸能及び文化財は、地域への帰属意識や愛着心を醸成し、まちづくりの一つの核となるものであるが、地域の過疎化、少子高齢化を背景に、現在その保存や活動の継続・継承が困難になってきている。

【その対策】

下田地域において文化芸術や伝統芸能等に接する機会を設け、同地域の魅力を伝えることで、地域の交流人口の増加と地域住民の地元への愛着心醸成を図る。また、団体等の活動を支援し、地域文化伝承を推進するとともに、人材育成を図る。

重要な指定文化財の保存・管理に必要な支援を行う。また、未指定文化財を調査し、過疎化などに起因する文化財の散逸、滅失を防止するため文化財、遺跡出土品などを収集するとともに、その保管と展示を行う施設を維持補修、整備する。

全国的に著名な重要史跡の把握と整備を進め、地域の魅力として磨き上げ、来訪者の増加を図るものとする。また、国道289号（八十里越）の開通後の交流人口拡大を見越した、地域文化の周知・PR活動を推進する。

【計画（令和3年度～7年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化振興事業 生涯学習施設（漢学の里）の運営管理、漢字文化理解力検定業務委託、漢詩大会の実施等	三条市	
		文化財保護啓発事業 下田郷の歴史遺産再発見、文化財保存・管理、無形民俗文化財後継者育成等支援、文化財総合調査 等	三条市	
		遺跡発掘調査事業 歴史の道八十里越など重要史跡保存・整備、文化財収納倉庫整備、下田郷資料館など展示施設整備 等	三条市	

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については地域文化を将来にわたって継承するための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

【現況と問題点】

下田地域を含む本市のバイオマス資源の利活用については、木材価格の低迷や林業の担い手不足などの問題から間伐が進まないなどの課題を抱えている。

また、国においては「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言していることから、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組が求められている。

【その対策】

木質バイオマス発電について、間伐材等の収集から発電までの一連の取組を推進する。また、これらを通じて雇用の創出や自然環境の保全を図る。

【計画（令和3年度～7年度）】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 再生可 能エネルギ ーの利用の 推進	(2) 過疎地 域持続的発 展特別事業	森林環境整備及びバイオマス発電用資源調達 事業	三条市	
		再生可能エネルギー事業	三条市	

※上記「過疎地域持続的発展特別事業」については下田地域の豊かな地域資源等を活用し、より持続的な地域環境の維持向上を図るとともに、将来にわたって安心・安全なまちづくりを行うための事業であり、事業の効果は一過性のものではない。

別記 過疎地域持続的発展特別事業に関する説明

持続的発展 施策区分	事業名	事業説明	事業 主体	備考
2 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地 域持続的発 展特別事業	コミュニティ支援事業 地域のコミュニティ活動の支援や社会起業家の誘致等を行うことにより、住民主体の地域づくりを推進する。	三条市	
		移住促進事業 移住検討者の就業や居住等を支援することで、若年層等の転入を促進し、定住人口の増加による、地域の活性化を図る。	三条市	
		地域おこし協力活動事業 外部人材である地域おこし協力隊を活用することで、地域内の魅力等を掘り起こし、地域活性化を図る。	三条市	
		文化活動支援事業 豊かな自然環境をいかした音楽イベント等の文化活動に対して支援を行うことにより、交流人口の増加及び定着を図る。	三条市	
		チッタスロー下田郷推進事業 下田地域の観光資源の開発や地域資源を活用した事業等を行うことにより、他地域との差別化や交流人口の増加を図る。	三条市	
3 産業の 振興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業	伝統的地場産業振興事業 ものづくり産業における人材育成や技術の継承等を支援することにより、伝統的工芸品「越後三条打刃物」を始めとした市内伝統的地場産業の振興を図る。	三条市	
		商工経営基盤強化事業 商工会等が行う事業に対する支援を行うことにより、地域産業の振興を図る。	三条市	
		企業誘致事業 企業設置等を行った事業者に対して支援を行うことで、企業の誘致を促進し、地域活性化を図る。	三条市	

		<p>商工業活性化事業</p> <p>商工業における人材育成や創業支援など総合的な事業を展開することで、就業環境の充実及び新たな産業の創出を図る。</p>	三条市	
		<p>農業経営基盤強化事業</p> <p>地域が取り組む農林道やかんがい排水施設の整備に対して支援することにより、農業生産基盤等の強化を図る。</p>	三条市	
		<p>休耕地・耕作放棄地利活用事業</p> <p>実態調査や先進地視察等を通じ、休耕地及び耕作放棄地における対策を検討し、それらの利活用に係る推進体制の構築を図る。</p>	三条市	
		<p>農産物販路開拓推進事業</p> <p>首都圏における学校給食米の採用促進や6次産業化に取り組む農業者等へ支援を行うことにより、地元農産物の新たな販路拡大を図る。</p>	三条市	
		<p>農業担い手確保育成事業</p> <p>新規就農者の確保、育成を行うことにより、担い手不足を解消し、農業における持続可能性の向上を図る。</p>	三条市	
		<p>米政策改革推進対策事業</p> <p>関係機関と連携し、需要に応じた米生産や水田の有効活用を推進することにより、農業経営の安定と発展を図る。</p>	三条市	
		<p>有機農業推進事業</p> <p>新たに有機栽培を導入する農業者に対する補助や有機農産物の地産地消の取組を推進することにより、環境にやさしい農業の振興を図る。</p>	三条市	
		<p>土地改良事業</p> <p>関係団体と連携し、土地改良施設の整備、維持、更新を図ることにより、安定した農業生産基盤の確保と農山村地域の環境を保全する。</p>	三条市	

		<p>農林水産業環境保全事業</p> <p>鳥獣被害防止対策を始めとした里山環境整備等を行うことにより、多面的な農林水産業の環境保全を図る。</p>	三条市	
		<p>地域ブランド推進事業</p> <p>下田地域の魅力をいかしたブランドイメージ確立の取組とその戦略的な情報発信により、広域的な交流人口拡大を図る。</p>	三条市	
		<p>越後・南会津街道観光・地域づくり事業</p> <p>国道 289 号（八十里越）の開通を見据え、福島県只見町及び南会津町と連携した体感バス等の事業を行うことにより、広域観光による交流人口拡大を図る。</p>	三条市	
		<p>チッタスロー下田郷推進事業（再掲）</p> <p>下田地域の観光資源の開発や地域資源を活用した事業等を行うことにより、他地域との差別化や交流人口の増加を図る。</p>	三条市	
		<p>交流人口拡大事業</p> <p>観光施設及び農業振興施設を民間事業者がそのノウハウにより、ニーズに対応した施設運営管理を行い、交流人口拡大を図る。</p>	三条市	
		<p>観光資源開発継承事業</p> <p>地域における多様な観光資源の新規開発や維持継承について支援を行うことにより、それらの資源の地域ブランドとしての確立を図る。</p>	三条市	
		<p>観光イベント事業</p> <p>地域における祭り等のイベントを支援することにより、地元住民のつながりの維持及び交流人口の拡大を図る。</p>	三条市	
4 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>情報化推進事業</p> <p>市民向け研修会等の実施により、地域住民の情報リテラシーの向上を図る。</p>	三条市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>社会資本包括的維持管理委託事業</p> <p>地域の实情に精通した企業体等に公共施設の維持管理を包括的に委託することにより、将来にわたって社会インフラの効率的、安定的な維持管理を継続する。</p>	三条市	
		<p>地域公共交通体系整備事業</p> <p>デマンド交通の運営を行うとともに、地域における公共交通体系の見直しを行うことにより、利用者の利便性向上及び持続可能な公共交通網の構築を図る。</p>	三条市	
		<p>生活交通確保対策事業</p> <p>路線バスの運行費を補助することにより、地域における公共交通手段の維持存続を図る。</p>	三条市	
6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>合併処理浄化槽設置促進事業</p> <p>設置経費の補助を行い合併処理浄化槽への転換を促すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p>	三条市	
		<p>木造住宅耐震化事業</p> <p>木造住宅の耐震診断及び改修に係る経費を補助することにより、地域住民の生活環境の安全性向上を図る。</p>	三条市	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>高齢者社会参画推進事業</p> <p>様々な価値観や能力に応じた活躍の場の創出や活動に結び付けるための仕組みづくり等の環境整備を行うことにより、長寿社会における地域の活力維持及び向上を図る。</p>	三条市	
		<p>高齢者就業支援事業</p> <p>多様な価値観を持つ元気な高齢者の就業の受け皿となるシルバー人材センターに対し、補助を行うことで、健康で自立した生活を送ることができる環境を整備する。</p>	三条市	

		<p>地域支え合い事業</p> <p>高齢者の安否確認や緊急時の連絡手段の確保を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備する。</p>	三条市	
		<p>高齢者生きがい対策事業</p> <p>高齢者に対して敬老祝金や祝品贈呈等を行うことで、地域社会の中で生きがいを持ちながら健康を保持し、長年の経験と知識をいかして積極的な役割を果たしていける環境を整備する。</p>	三条市	
		<p>家族介護等支援事業</p> <p>要介護者及びその家族の在宅介護に対する支援等により、介護における経済的・精神的負担軽減を図る。</p>	三条市	
		<p>老人保護事業</p> <p>養護老人ホーム等の入所措置又は短期入所、社会福祉法人が提供する介護サービスを利用する低所得者の負担軽減等の支援を行うことにより、高齢者の健康保持及び生活安定を図る。</p>	三条市	
		<p>子育て環境整備事業</p> <p>保育所（園）や児童クラブなど子育て環境を充実させるとともに、医療費助成等の経済的支援を継続することで、子育て世代が選びたくなるまちの形成を図る。</p>	三条市	
		<p>母子保健事業</p> <p>妊娠、出産、子育てに関する相談や眠育についての情報発信等を行うことにより、子育てにおける不安の軽減及び母子の健康増進を図る。</p>	三条市	

		<p>三条っ子発達応援事業</p> <p>保護者、保育所（園）、関係機関、市などが連携して継続的に子どもと子どもを育成する保護者等の支援を行うことにより、義務教育終了までの子どもが持つ力を十分発揮しながら成長できる環境を整備する。</p>	三条市	
		<p>総合サポートシステム事業</p> <p>市が情報を可能な限り集約・一元化し、関係機関等と連携した支援を継続的に行うための体制を構築することで、乳幼児から就労・自立に至るまで切れ目なく一貫して、個に応じた必要な支援を総合的に行う環境を整備する。</p>	三条市	
		<p>青少年健全育成事業</p> <p>青少年健全育成に係るイベント・講演会の開催等、様々な取組を実施することにより、次世代を担う人材の健全な育成を図る。</p>	三条市	
		<p>地域生活支援事業</p> <p>障がい者（児）が、自立した社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、福祉の増進を図る。</p>	三条市	
		<p>障がい者自立支援事業</p> <p>身体や知的、精神に障がいがある方等に障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえたサービスを提供することにより、自立した生活を送ることができる環境を整備する。</p>	三条市	
		<p>障がい児通所支援給付</p> <p>心身に障がい又は発達に遅れがある児童を対象に療育・訓練等の支援を行うことで、生活能力の向上を図る。</p>	三条市	
		<p>障がい者福祉事業</p> <p>様々な障がいを持つ方に対して、医療費助成等の生活の質を向上させる各種支援を行うことにより、地域共生社会の実現を図る。</p>	三条市	

		健康運動教室事業 総合型地域スポーツクラブのプログラムとして健康運動教室を開催することにより、生活習慣病の予防・改善を図る。	三条市	
		壮年期からの生活習慣病予防対策事業 訪問指導、健康教育、健康相談とともに生活習慣病の啓発活動等を行うことにより、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図る。	三条市	
		高齢者保健・介護一体化事業 生活習慣病や生活機能低下のリスクに対し、保健事業と介護予防事業を活用して、切れ目のない一体的な支援を行うことにより、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る。	三条市	
		地域保健活動事業 健康づくりを総合的に推進するための活動に対して支援を行うことにより、住民が健やかに暮らすための環境形成を図る。	三条市	
		公園施設管理運営事業 公園施設を適正に運営管理することにより、誰もが暮らしやすい快適なまちの形成を図る。	三条市	
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	在宅医療・介護連携推進事業 少ない医療資源を介護等の多業種と連携することにより補完し、医師会とともに効率的・継続的に在宅医療を提供する体制の形成を図る。	三条市	
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	小中一貫教育推進事業 小中一貫教育活動等を支援することにより、小学校と中学校が協働で行う系統的・継続的な教育活動の推進を図る。	三条市	
		就学支援事業 遠距離通学の補助や要保護・準要保護児童、生徒に対する援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。	三条市	
		通学支援事業 スクールバスの運行等への支援を行うことにより、通学時の負担軽減を図る。	三条市	

		生涯学習振興事業 生涯学習推進計画に基づいた施策を推進することにより、地域住民の生きがいを創造する。	三条市	
		公民館事業 公民館において、様々なテーマから学習機会を提供することで、地域住民のつながり及び持続可能な地域社会の形成を図る。	三条市	
		スポーツ振興事業 下田地域の自然資源を活用したスポーツイベント等の支援を行うことにより、生涯スポーツの関心を高めるとともに、スポーツを通じての交流を図る。	三条市	
		小中学校体育系部活動支援事業 小中学校の体育系部活動指導補助者の人材育成等を行うことにより、適切なスポーツ教育を行うとともに、児童生徒のスポーツへの関心や理解の向上を図る。	三条市	
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティ支援事業（再掲） 地域のコミュニティ活動の支援や社会起業家の誘致等を行うことにより、住民主体の地域づくりを推進する。	三条市	
		地域おこし協力活動事業（再掲） 外部人材である地域おこし協力隊を活用することで、地域内の魅力等を掘り起こし、地域活性化を図る。	三条市	
11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化振興事業 漢字文化やその他文化芸術に触れる機会を提供することにより、地域住民の地元への愛着心醸成及び交流人口の増加を図る。	三条市	
		文化財保護啓発事業 下田地域における文化財を保存・管理するとともに、それらに接する機会を設けることにより、地域住民等に郷土の歴史や文化についての理解関心を深める。	三条市	

		<p>遺跡発掘調査事業</p> <p>遺跡の展示会や講演会等を通じて地域住民の郷土の歴史や遺跡に対する関心を喚起するとともに文化の向上を図る。</p>	三条市	
12 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>森林環境整備及びバイオマス発電用資源調達事業</p> <p>森林の間伐等を促すことにより、森林環境の適正な整備及び再生可能エネルギーによる脱炭素化を図る。</p>	三条市	
		<p>再生可能エネルギー事業</p> <p>再生可能エネルギーの活用を通じて、雇用の創出や自然環境の保全を図る。</p>	三条市	